港区チャレンジ商店街

店舗応援事業補助金

区内商店会加盟店舗(賛助会員含む)が**新たに取り組む**「新規顧客獲得事業」「多言語対応事業」「効率化・省人化事業」に係る費用の **1/2(50万円限度)を助成します**

対象店舗

以下のいずれにも該当する区内商店会等加盟店舗(※賛助会員含む)

- ✓ 区内に小売業等の店舗を有する中小企業者であって、**区内で申請日時点で引き続き3年以上営業している店舗**
- ✓ 法人にあっては法人都民税及び法人事業税を、個人にあっては特別区民税及び都民税を滞納していないこと
- ✓ 小売業・飲食・一部サービス業の店舗を有する資本金(若しくは出資の総額)が1,000万円以下の法人又は、常時使用する従業員が30人以下の企業(個人事業者も含みます)
  風俗営業等を営む事業者は除きます

※賛助会員とは・・・近隣に商店会が無い店舗が加入できる港区商店街連合会の会員です
加入方法など詳細は、港区商店街連合会へお問い合わせください

例 **小売業** 文房具店、青果店、精肉店 等

飲食業 そば屋、すし屋、喫茶店、レストラン 等

サービス業 クリーニング店、理髪店、美容院、写真店 等

補助対象事業

以下に該当する1件あたり1万円(税抜き)以上の費用

新規顧客獲得事業
販売用機材や設備導入、高齢者や乳幼児連れ親子等の受入環境設備

例 店舗入り口の段差解消
おむつ替えスペースの整備

多言語対応事業
外国人観光客の受入環境設備

例 音声翻訳機の導入

効率化・省人化事業

例 セルフレジ、自動洗浄機の導入
新紙幣に対応した券売機など

補助対象経費	補助対象事業に係る工事費、撤去費、施工監理費、設備・備品購入費、設備・備品設置運搬費、デザイン費、印刷経費、翻訳料、委託料 等
補助金額	50万円を上限に補助対象経費の2分の1(千円未満切捨)
申請期限	令和9年1月29日(金) (郵送の場合は、必着) ※予算額に達した時点で受付を終了いたします。

補助申請

助成の流れ

交付申請
令和9年1月29日(金)必着

↓

交付決定通知

↓

契約、施工、工事完了、支払い

↓

区へ完了報告
令和9年3月5日(金)厳守

↓

補助対象経費の1/2(50万円限度)助成

提出先

〒108-0014 港区芝5-36-4 札の辻スクエア8階

申請方法

申請に必要な書類

- 交付申請書
- 事業計画書
- 誓約書兼提出書類チェックシート
- 予定事業の見積書
- 店舗の案内図、配置図、平面図
- 納税証明書(いずれも最新のもの)
  法人:法人都民税及び法人事業税
  個人:港区役所発行の特別区民税・都民税
- 【法人のみ】履歴事項全部証明書(登記簿謄本)
  ※発行から3か月以内のもの
- 【法人のみ】法人事業概況説明書
  ※最新のもの
  ※資本金が1,000万円を上回る法人のみ
- 区内で引き続き3年以上、店舗での営業が確認できる書類(営業許可証・開業届等)

注意事項

- 交付決定以降に事業を実施することが条件です
- 令和９年３月５日（金）までに改装及び支払いが完了することが条件です
- 消費税は、補助対象外です
- 申請内容（経費）に関して国、東京都、東京都中小企業振興公社等の補助対象となっていないことが条件です
- 事業実施年度から起算して５年以内に廃業した場合は、補助金の返還が必要です

～ アドバイザーを派遣します ～

無料!!

新規顧客獲得のための設備導入など、ご相談が必要な場合は、専門コンサルタントをアドバイザーとして派遣します。
相談経費は区が負担しますので、問合せ先までご連絡ください。

問合せ先
港区 産業振興課 産業振興係
03-6435-4601

MINATO CITY